平成２４年（フ）第４７８号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地神代団地41―402
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４５６号
大阪府池田市石橋２丁目４番９号　205
債務者　松生　正也
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９７号
大阪府寝屋川市香里北之町15番５号
債務者　重野いずみ（旧姓寺﨑）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４０号
神奈川県大和市福田４丁目５番地６　コーポミユキ202
債務者　永井　　武
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５号
岡山市北区原890番地
債務者　有森　誠一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市児島小川９丁目１番15号　フレグランス菅野103、旧住所岡山県倉敷市児島小川９丁目３番77号
債務者　西本　雅美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５９号
岡山市北区西崎２丁目13番９号　パラスト・ユキ202号
債務者　赤木　将和
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
栃木県栃木市城内町１丁目４番17号
債務者　石山　　忠
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１４８号
静岡県浜松市南区若林町362番地の２、前住所静岡県浜松市南区若林町51番地の１　グレイス・プライヴィ101号室
債務者　鈴木喜久子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
沖縄県宜野湾市我如古３―12―17　シティーライツ403、住民票上の住所沖縄県豊見城市字豊見城437番地１　ワンワンビル２－Ａ
債務者　齋藤　寿美（旧姓水越）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２３９号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15号
破産者　サンクリエイト有限会社
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４６号
宮城県名取市増田５丁目３番12号
破産者　株式会社まつうら
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
茨城県水戸市千波町1192番地の99
破産者　株式会社Ｉ－ＦＩＥＬＤ
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
岡山市北区中山下１丁目７番16号
破産者　有限会社三晃建設
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７号
秋田市東通１丁目４番17号
破産者　有限会社ウインドパル
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４号
群馬県太田市新田小金井町726番地３
破産者　有限会社栗原建設
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２４号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2354番地の１
破産者　株式会社ケイスリーコーポレーション
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部